

福井県福祉サービス第三者評価機関認証要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県第三者評価機関認証委員会（以下「認証委員会」という。）が、福祉サービス第三者評価事業実施要綱（平成17年4月1日付け地福第586号福井県健康福祉部長通知）6（1）アの規定に基づき、福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）の認証に関する業務を行うために必要な事項を定めるものとする。

(認証要件)

第2条 評価機関の認証の申請をしようとする法人（要領に定める福祉サービスを主として提供する法人を除く。以下「認証申請法人」という。）の認証要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次のア又はイに定める要件を満たし、かつ福井県第三者評価基準等委員会（以下「基準等委員会」という。）、全国推進組織または他都道府県推進組織が実施する国の評価基準ガイドラインと同一内容の評価調査者養成研修を修了している評価調査者を、それぞれ1名以上設置していること。
 - ア 組織運営管理業務を3年以上経験している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者
 - イ 福祉、医療又は保健分野の有資格者若しくは学識経験者で当該業務を3年以上経験しているもの又はこれと同等の能力を有していると認められるもの
- (2) 評価調査者に対して認証申請法人独自の定期的な研修を確保していること。
- (3) 次の規程等を整備し、公開していること。
 - ア 評価機関の運営に関する規程
 - イ 福祉サービス第三者評価事業（以下「評価事業」という。）の評価手法に関する規程
 - ウ 守秘義務に関する規程
 - エ 倫理規程
 - オ 評価事業に関する手数料規程
 - カ 苦情等に関する規程
 - キ 認証申請法人に所属する評価調査者一覧
- (4) 第10条第1項の規定により認証を取り消された法人は、その取り消しの日から5年を経過していること。

(評価事業の実施)

第3条 認証申請法人が評価事業を実施するにあたっては、基準等委員会が別に定める福祉サービス第三者評価基準及び第三者評価手法取扱要領及び福祉サービス第三者評価結果取扱要領に基づき行わなければならない。

(認証の申請)

第4条 認証申請法人は、福祉サービス第三者評価機関認証申請書（様式1。以下「認証申請書」という。）に必要な書類を添付して、認証委員会に申請するものとする。

(認証の決定等)

第5条 認証委員会は、認証することを決定したときは福祉サービス第三者評価機関認証通知書（様式2）により、認証しないことを決定したときは福祉サービス第三者評価機関不認証通知書（様式3）により当該認証申請法人に通知するものとする。

- 2 認証委員会は、認証することを決定したときは、評価機関の名称、代表者名、所在地、連絡先、評価事業を実施する福祉サービスの種別、評価事業に関する手数料及び評価調査者の一覧表を基準等委員会に速やかに報告するものとする。
- 3 基準等委員会は、報告を受けた事項をインターネット等により公開するものとする。

(認証有効期間)

第6条 評価機関が評価事業を行うことができる有効期間は、認証の日から3年間とする。

- 2 前項の有効期間を経過した後も引き続き評価事業を実施しようとするときは、認証申請書（様式1）に必要な書類を添付して、認証委員会に認証の更新申請を行うものとする。
- 3 認証の更新申請は、有効期間満了日の3か月前までに行うものとする。

(認証申請の取下げ)

第7条 認証申請法人が認証申請又は更新申請を認証決定前に取り下げるときは、福祉サービス第三者評価機関認証申請取下書（様式4）により認証委員会に届け出るものとする。

(変更の届出)

第8条 評価機関は、法人の定款、寄附行為、役員等名簿その他要領に定める

規程等の内容に変更が生じたときは、変更事由が発生した日から30日以内に福祉サービス第三者評価機関変更届（様式5）に必要書類を添付し、変更内容を認証委員会に届け出るものとする。

（事業廃止の届出）

第9条 評価機関は、評価事業を廃止しようとするときは、事業を廃止しようとする日の3か月前までに福祉サービス第三者評価機関廃止届（様式6）により認証委員会に届け出るものとする。

（認証の取消等）

第10条 認証委員会は、評価機関が次の各号に該当する恐れがあるときは、調査及び審議を行い、当該認証を取消すものとする。

（1）第2条に規定する認証要件の一つが欠けた場合

（2）次に掲げる不正な行為を行った場合

ア 評価事業の対象となる事業者（対象となった事業者を含む。）から評価事業に関する手数料とは別に金品を受け取ること。

イ 守秘義務に違反すること。

ウ 利用者または事業者の人権を侵害すること。

エ 福祉サービス事業に関する法令に著しく違反すること。

オ その他社会通念上不正な行為と認められる行為を行うこと。

（3）評価事業の実績が3年間ない場合

2 認証委員会は、評価機関の認証を取り消したときは、当該認証を受けた評価機関に福祉サービス第三者評価機関取消通知書（様式7）により通知するものとする。

3 認証委員会が評価機関の認証を取り消したときは、基準等委員会に速やかに報告するものとする。

4 基準等委員会は、報告を受けた事項をインターネット等により公開するものとする。

（異議申立）

第11条 第5条第1項又は前条第1項の規定により評価機関の取消し処分を受けた者が、その処分に対し不服がある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に書面により認証委員会に異議を申し立てることができるものとする。

2 認証委員会は、前項の規定による異議申立書を受理した場合は、再度調査及び審議を行い、その結果を通知しなければならない。

(報告及び協力)

第12条 評価機関は、毎事業年度終了後速やかに福祉サービス第三者評価事業実績報告書(様式8)により基準等委員会に対し評価事業の実績の報告をするものとする。

2 評価機関は、認証委員会及び基準等委員会が評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

(文書の保存年限)

第13条 評価機関は、本要綱に定める手続き、報告等に関するすべての文書を、その完結した年度の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月10日から施行する。